

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

一 令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めること。（附則

第四条の五関係）

二 一に係る資産の所有者である親族の令和七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用については、当該資産について受けた損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において生じなかったものとみなすこと。（附則第四条の六関係）

三 この政令は、公布の日から施行すること。